

上益城広域連携消費生活相談室の現状

☎総務課地域・防災係 ☎282-1111

住民が安心して消費生活相談が受けられる広域連携の相談室が設置され、3年目を迎えた相談室の現状をお知らせします。

平成26年4月から広域相談室に益城町の参加も決まり、上益城5町全域で、垣根を越えた相談体制がスタートしました。

平成25年度に上益城4町相談室に寄せられた相談件数は233件、嘉島町においては51件の相談がありました。

～平成25年度の特徴的な相談～

- ・高齢者の住宅リフォーム契約
- ・住宅ローンやサラ金の借金問題
- ・中古車契約時のトラブル
- ・ネット上の占いサイトや芸能人のサクラサイト
- ・携帯会社変更やWi-Fi契約
- ・健康食品の送りつけ商法
- ・アパートの退去費用
- ・土地の名義変更や相続問題など

昨年度は、通信サービスに関する相談が増加し、消費者金融などの債務整理に関する相談は減少傾向となっています。

複雑で深刻化するトラブルに対し、他機関連携や注意喚起の啓発で周知を図っていますが、まだまだ、相談室をご存じない人も多いのではないのでしょうか。

基本的に交渉は相談者ですが、法的根拠を基に相談室から被害回復を求め、事業者と斡旋交渉なども行います。

場合によっては、無料法律相談を受けていただくこともあります。日常生活の中で、「どこに相談したらいいの。」「あんな事、こんな事、少しでも聞いてみたい。」でも構いません。

上益城5町いずれの相談室も遠慮なく、ご利用ください。

相談は無料です。早めのご相談で、一緒に解決を目指しましょう。

御船町では、毎週火曜日に役場2階で消費生活相談窓口を開設中です。

「まちづくりのルール」を検討中です

☎総務課秘書係 ☎282-1392

御船町みんなで作る町の基本条例素案検討委員会(中村幸雄委員長)は4月24日、自治基本条例の制定に向けた検討会議を開催しました。

自治基本条例は、御船町のまちづくりを進める上で共通のルールを決めるものです。検討委員会は、町民と町職員の20人で構成。検討会議は、今回で13回目を数えます。

会議では、自治基本条例に規定を検討する▼情報公開制度▼個人情報保護▼会議公開制度▼満20歳未満の住民(子どもなど)の参加権▼委員の公募などの項目を勉強しました。

また、会議では規定が必要と思われる主な57項目のチェック作業を行った結果、▼住民の知る権利▼情報提供制度▼まちづくり活動の支援▼コミュニティ▼総合計画の策定▼政策評価制度などが多い傾向となりました。

検討委員会では今後、住民や団体、議会との意見交換を図りながら、自治基本条例に必要な項目を選定して、「御船町のルール」づくりを進めていく予定です。

◎自治基本条例 まちづくりの基本的な考え方と姿勢、町民、行政、議会の役割を明らかにするためのルール。自治体の「憲法」ともいわれる。全国で約300の市町村が、県内では熊本市、合志市、大津町の3市町が条例を制定している。



想定される項目をチェックする検討委員

農作業を頼むときの目安に！農作業基準賃金

☎農業委員会(農業振興課農地係内) ☎282-1607

町農業委員会(宮本力会長)では、毎年、水稻や麦などの農作業を委託する場合に、賃金目安となる「御船町農作業基準賃金」を次のとおり決めています。

農作業を委託する人と、受託する人の賃金設定にご利用ください。

この賃金は、あくまでも御船町で農作業を委託した際の目安です。

【農作業基準賃金】
(平坦地区・山間地区)

区分	単位	平坦	山間	備考
荒代かき	10畝	—	6,000円	
苗運搬	10畝	1,500円	2,000円	
田植(機械)	10畝	5,500円	6,500円	補植なし
粃運搬	10畝	2,000円	2,500円	
	1袋	150円	200円	コンバイン袋
麦運搬	10畝	1,500円	1,800円	
	1袋	200円	250円	コンバイン袋

(基盤整備地区・未整備地区)

区分	単位	基盤整備地区	未整備地区	備考
田起こし	10畝	5,000円	6,500円	
代かき	10畝	6,500円	6,500円	代かき2回
苗作り	1箱	500円	500円	機材委託者持
農薬散布	10畝	1,500円	1,700円	薬剤委託者持
収穫(水稻)	10畝	12,000円	13,000円	
収穫(麦)	10畝	9,000円	10,000円	

※水稻や麦の収穫で、カッター付10%増、結束機付と作業困難は20%増です。

一般農作業の日当
6,000円～8,000円

畔塗り(1畝当たり)
40円

子育て世帯臨時特例給付金の支給に必要な申請書は6月以降に該当者へ郵送します

☎福祉課児童福祉係 ☎282-1346

「子育て世帯臨時特例給付金」は、消費税率の引上げに伴い、子育て世帯の消費の下支えを図ることを目的に、市区町村から支給されます。

この給付金は、平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童に支給され、平成26年1月1日時点で住民登録をしている市区町村への申請が必要です。

◆給付金支給対象者(①・②どちらの要件も満たす人)

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している人
- ②平成26年度も児童手当の受給対象になる人
※特例給付の人は対象外

◆支給の対象にならない児童

- ・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
- ・生活保護制度の被保護者にあたる児童

◆支給額 対象児童1人につき10,000円

◆申請方法

対象者には、平成26年6月以降に、申請書を郵送する予定です。
通知をご確認のうえ、申請してください。

※受給者が公務員の場合、児童手当を直接、官公庁から受給しているため、町では把握ができません。申請時期については「広報みふね6月号」でお知らせします。